

日光市保育の利用基準(抜粋)

◎基本指数

番号	類型	実施基準		
1	就労	月160時間以上の就労を常態		
		月140時間以上の就労を常態		
		月120時間以上の就労を常態		
		月100時間以上の就労を常態		
		月80時間以上の就労を常態		
		月60時間以上の就労を常態		
2	妊娠 出産	出産のため、保育にあたれない場合(出産予定月の前後2か月、通算5か月以内の期間に該当)		
3	疾病 障がい	入院・居宅 療養	入院(概ね1か月以上とし、入院予定を含む)	
			精神性疾患・感染症・特定疾患等により児童の保育が困難な場合	
			一般療養(週3日以上)の通院を常態	
			一般療養(週1日～2日以上)の通院を常態として自宅安静が必要)	
		障がい	一般療養(上記以外の一般療養で保育が必要性と認められるもの)	
			身障手帳1・2級、精神手帳1・2級、療育手帳A1・A2	
4	介護等	病院付添	身障手帳3級、精神手帳3級、療育手帳B1・B2	
			上記以外の等級の場合	
			介護・看護	身障手帳1・2級、精神手帳1・2級、療育手帳A1・A2、要介護4・5
				身障手帳3級、精神手帳3級、療育手帳B1・B2、要介護2・3
		災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育が必要と認められるもの	上記以外の介護、看護(保育が必要と認められる場合)
				上記にあてはまらないもの
5	求職	月20日以上)の病院・施設の通所・入院付き添い		
		月16日以上20日未満の病院・施設の通所・入院付き添い		
6	就学	月13日以上16日未満の病院・施設の通所・入院付き添い		
		学校教育法に定める学校、公共職業能力開発施設又は技能習得施設に在学している場合は、就労に準じ選考基準指数を認定する		
7	虐待等	虐待やDVのおそれがあること		
8	その他	死亡・拘禁・行方不明・離婚・未婚・離婚を前提とした別居(要証明)の場合		
		父母が不 在等	父母が単身赴任等により市外居住	
		市長が必 要と認め る場合	事由()	

・「基本指数」と「調整指数」の合計点により利用調整する

・複数の「保育の必要性」に該当する場合、指数の高い方を採用する。

・基本指数については就労・就学時間は休憩時間を含み、残業時間・通勤時間は含まず判断する。

・育児短時間勤務や部分休業を取得し、勤務時間が短縮されている場合は短縮後の勤務時間で判断する。

◎調整指数

番号	条件
1	父母ともに不存在で主たる保育者が祖父母等の場合
2	ひとり親で、同居の親族・その他の人がいない場合
3	ひとり親で、同居の親族・その他の人がいる場合
4	生活保護世帯
5	産休・育休期間満了後(産休・育休明け)から入園希望
6	育休で一度退園し、育休明けに入所希望
7	育休延長目的の申請
8	兄弟・姉妹が保育施設に入園中で、その兄弟・姉妹が入園希望(申込児童が未就園児の場合)
9	兄弟・姉妹が2園以上の保育施設に在園し、同一園への転園希望の場合
10	兄弟・姉妹が同時申請の場合
11	生計中心者の失業
12	就労内定・就学予定・開業(開業準備も含む)予定の場合
13	基本指数の「保育の必要性の理由」が2つ以上ある場合
14	市内に養育可能な祖父母がいて、保育(送迎等)の手助けができる場合
15	市内に健康で就労等の理由がなく、日中保育が可能な60歳未満の祖父母等がいる場合(求職活動は理由に含めない)
16	弟・妹が自宅及び親族等の協力で保育もしくは、同伴就労が可能な場合
17	親族の経営する事業所で就労する場合
18	他市町村の保育園等からの転園希望
19	転居等により転園希望(自宅から30分以上の通園時間を要する場合)
20	障がい児であるが集団生活が可能(手帳・判定書・意見書等を添付)
21	就労証明書・申告内容に対して、勤務実績または収入実績に整合性がない場合
22	小規模保育事業など地域型保育事業施設の卒園児の場合
23	認可外保育施設などに入所中の場合
24	認定こども園の教育部分の利用があり、同一施設内での保育利用を希望する場合※求職中を除く
25	現に扶養しているこどもが3人以上の世帯で、申込み児童が第3子以降の場合
26	保護者が市内の認可保育施設に保育士(保育教諭も含む)として就労(予定も含む)している場合
27	虐待やDVのおそれがあること
28	正当な理由(転居等)なく入園(内定含む)を辞退し、他の保育施設を希望した場合
29	保護者及び同居の親族に6か月以上12か月未満の保育料の滞納がある場合※分納誓約中を除く
30	保護者及び同居の親族に12か月以上の保育料の滞納がある場合※分納誓約中を除く

○2・3と5・6及び5・7と8・9と14・15は重複適用はしない

同一指数世帯の優先順位表

優先順位	細目
第一順位	社会的養護が必要な世帯
第二順位	兄弟姉妹が保育園に在園中
第三順位	両親とも不存在
第四順位	病気、障がい、災害、出産又は基本指数が高い介護理由による入所申込
第五順位	就労又は就学による申込
第六順位	産前産後休業明け、育児休業明け又は小規模保育事業など地域型保育事業施設の卒園児(3歳児)※従業員枠は除く
第七順位	市内に60歳未満の養育可能祖父母のいない世帯
第八順位	入所希望者が現に保護者が養育している第3子以降の児童である場合
第九順位	前年分の主たる生計維持者の所得額の低い額
第十順位	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合

○別表

1	児童虐待の防止に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合

※児童福祉の観点から適正な保育の実施が必要であると認める特別の事情がある場合には、審査を経て入所の承諾を行うことができる